

## 日本映画大学における公的研究費の管理・運営に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、日本映画大学（以下「本学」という。）における研究費の運営・管理に関する体制を定めることにより、研究費の適切な運営・管理を図り、もって本学における学究活動の健全な発展に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「研究費」とは、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、平成26年2月18日改正。以下「ガイドライン」という。）の別紙に掲げる研究資金等をいう。

### (責任体制)

第3条 学長は、研究費の運営・管理について、最終的な責任を負う。

2 事務局長は、研究費の運営・管理について、学長を補佐し、本学全体を統括する。

3 総務部長は、研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つコンプライアンス推進責任者とする。また、コンプライアンス推進責任者は不正防止を図るため、公的資金の運営・管理にかかわるすべての教職員に対してコンプライアンス教育を実施し、受講者の受講状況及び理解度について把握する。

### (誓約書)

第4条 研究費の運営・管理にかかわるすべての教職員は、次の事項を含む誓約書を提出しなければならない。

- ① 日本映画大学及び配分機関の規則等を遵守すること
- ② 不正を行わないこと
- ③ 規則等に違反して不正を行った場合、日本映画大学や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること

### (不正防止計画)

第5条 学長は、研究費の適切な運営・管理のため、不正を誘発する要因に留意し、これに対応する具体的な計画（以下「不正防止計画」という。）を策定して、その実施に努める。

### (防止計画推進部署)

第6条 防止計画推進部署は総務部とする。

2 防止計画推進部署は、学長の指示を受けて、不正防止計画を推進するために必要な業務を取り扱う。

(相談)

第7条 防止計画推進部署を、本学内外からの研究費の使用に関する相談の窓口とする。

(通報)

第8条 本学は、本学内外からの研究費に係る不正行為（以下「不正行為」という。）に関する通報を受け付ける。

- 2 前項の通報は、学校法人神奈川映像学園公益通報等に関する規程（以下「公益通報規程」という。）第2条に定めるコンプライアンス窓口を、本学内外からの不正行為に関する通報窓口とし、その事務は総務部が取り扱う。
- 3 総務部は、不正行為に関する通報を受けたときは、遅滞なく、その旨を学長及び関係部局の長に報告する。
- 4 学長は、通報を受け付けてから 30 日以内に不正行為の調査の可否を配分機関に報告するものとする。

(調査)

第9条 学長は、関係部局の長の意見を聴き、不正行為の調査の必要があると認められるときは、必要と認める教職員及び弁護士や公認会計士等の第三者を含む調査委員会を設置し、不正行為の調査を指示する。また、調査の実施に際し、調査方法、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議する。

- 2 調査委員会は、前項の指示を受けたときには、不正行為の調査を実施する。その場合、通報者及び被通報者に対し調査を行うことを通知し調査への協力を求める。
- 3 調査委員会は、調査に当たり、当該研究費を受領していた者（以下「調査対象者」という。）に対し弁明及び資料提出の機会を与えなければならない。ただし、調査対象者の所在が不明である場合など、その機会を与えることが困難である場合は、この限りではない。
- 4 調査委員会は、調査対象者に対し、必要に応じて当該研究費の使用停止を命ずることができる。
- 5 調査委員会は、調査を開始した後、適宜、その進捗状況を学長に報告するとともに、調査を終了した後、直ちに、その結果を学長に報告する。また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも調査委員会において確認、認定された場合には、速やかに学長に報告することとする。
- 6 公益通報規程第6条及び第7条の規定は、調査委員会が研究に限り不正行為の調査を行う場合について準用する。

(措置)

第 10 条 学長は、調査委員会の行った不正行為の有無、不正内容、関与した者と関与の程度、不正使用の相当額とについての認定の報告を踏まえ、必要な措置を講じる。

2 学長は、通報者に対し、調査結果を通知するとともに、通報を受け付けた日から 210 日以内に調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

ただし、通報者が通知を希望せず、又は連絡先を明らかにしていない場合は、この限りでない。

3 学長は、研究費に係る不正行為があると確認した場合は、当該事案の概要を本学のホームページに掲載する。

4 不正が行われたと認定された場合、調査対象者は、認定の通知着後 2 週間以内に不服申し立てをすることができる。学長は、速やかに再調査を行うかどうかを検討し、再調査を行う場合には、その旨を通報者及び調査対象者に通知する。

5 再調査を行う場合、学長は調査委員会に調査を求めることができる。

6 再調査は、おおむね 30 日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定する。ただし、相当の理由があり、調査の延期が必要な場合はこの限りではない。

7 調査委員会は再調査結果に関する認定を行い、学長に報告後、調査結果を通報者及び調査対象者に通知する。

8 調査委員会が不正は存在しないと認定した場合には、調査の対象とした者の名誉回復及び教育研究活動の遅延等回復のために、必要かつ十分な対応措置を講じなければならない。

(業者への対応)

第 11 条 学長は、1 回 10 万円以上の取引の場合、取引実績やリスク要因、実効性を考慮した上で、取引業者へ誓約書の提出を求めるものとする。

2 学長は、取引業者が不正な取引に関与したと認められる場合は、不正の程度に応じ取引停止その他必要な措置を講じなければならない。

(内部監査)

第 12 条 本学における研究費の運営・管理に関する内部監査は、内部監査室が担当する。

2 内部監査室は、学校法人神奈川映像学園内部監査規程及びガイドラインに基づいて、内部監査を実施する。

(雑則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、研究費の運営・管理に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成 23 年 10 月 4 日から施行する

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 24 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。